

四半期報告書

(第10期第1四半期)

自 平成21年3月1日
至 平成21年5月31日

株式会社パイフドビッツ

東京都港区元赤坂一丁目1番7号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況

5

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) ライツプランの内容	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(5) 大株主の状況	11
(6) 議決権の状況	12

2 株価の推移

12

3 役員の状況

12

第5 経理の状況

13

1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	14
(2) 四半期損益計算書	16
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	17

2 その他

21

第二部 提出会社の保証会社等の情報

22

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月14日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自平成21年3月1日至平成21年5月31日）
【会社名】	株式会社パイブドビット
【英訳名】	PIPED BITS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐谷 宣昭
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目1番7号
【電話番号】	(03)5771-6931
【事務連絡者氏名】	情報取扱責任者 青木 宏実
【最寄りの連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目1番7号
【電話番号】	(03)5771-6931
【事務連絡者氏名】	情報取扱責任者 青木 宏実
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自平成21年 3月1日 至平成21年 5月31日	自平成20年 3月1日 至平成21年 2月28日
売上高(千円)	276,339	1,034,899
経常利益(千円)	56,855	252,121
四半期(当期)純利益(千円)	32,379	146,047
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-
資本金(千円)	186,791	186,791
発行済株式総数(株)	16,364	16,364
純資産額(千円)	931,552	897,500
総資産額(千円)	1,047,014	1,059,595
1株当たり純資産額(円)	56,197.70	54,219.00
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	1,978.71	8,924.93
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	1,969.92	8,880.97
1株当たり配当額(円)	-	-
自己資本比率(%)	87.8	83.7
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	10,035	168,299
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	26,910	27,272
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	-	-
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	780,936	817,881
従業員数(人)	132	116

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社はありませんので、記載しておりません。

3. 当社は、配当を行っておりませんので、1株当たり配当額については、記載しておりません。

4. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年5月31日現在

従業員数(人)	132	(3)
---------	-----	-----

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数(パート及び嘱託社員)は、当第1四半期会計期間の平均雇用人員(外書き)で記載しております。

2. 従業員数が当第1四半期会計期間において16人増加しておりますが、増加の主な要因は、営業力強化の一環として、平成21年4月1日付で新卒社員が入社したことによるものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は、受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)	前年同期比(%)
アプリケーション・サービス事業(千円)	276,339	-
合計(千円)	276,339	-

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間におけるわが国の経済状況は、一部で生産や株価回復の兆しがあったものの、世界的な金融危機が及ぼす影響は根強く、企業収益や雇用情勢の悪化、個人消費の低迷など、先行きは依然不透明な状況にあります。

このような環境のもと、インターネットビジネス市場は、総務省発表のブロードバンドサービス契約数が平成21年3月末で3,033万件と平成20年12月末比22万件増加しており、拡大基調が続いております。

また、総務省において地方公共団体におけるASP・SaaSの活用が研究されるなど、コスト、業務プロセスなどの削減効果が見込めるASP・SaaSの普及促進が期待されています。

このような状況の中、当社は、情報資産管理ASP/SaaSスパイラル(R)において、お客様のご要望を元に機能強化を進めてまいりました。Web上で手軽に投票受付やイベントの共有ができる「スパイラル(R)ガジェット」、インターネットユーザーが個人情報等登録先の安全性を認証機構により確認できる「スパイラルシール」、および「改善・不具合掲示板」の設置など、利用シーンの拡充や顧客満足度の向上に努めました。

その他、当第1四半期会計期間におきましては、営業力およびサポート力強化の一環として、4月に新卒社員18名が入社し、6月に各部署に配属されております。

以上の結果、平成21年5月31日時点における有効アカウント数は、前期末1,362件より79件増加し、1,441件となりました。当社平成22年2月期第1四半期会計期間の状況につきましては、新卒社員の増員、広告宣伝および研究開発への積極投資を行ったことにより、売上高は276百万円（前年同期比11.5%増）、営業利益は56百万円（前年同期比6.8%減）、経常利益は56百万円（前年同期比6.8%減）、四半期純利益は32百万円（前年同期比9.8%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間における総資産は、前事業年度に比べ12百万円減少し、1,047百万円となりました。これは主に、人員増に伴う本社事務所拡張および新機能リリースに伴うソフトウェアの資産計上により固定資産が23百万円増加しましたが、法人税等の支払により現金及び預金が36百万円減少したことによるものです。

負債の部では、前事業年度に比べ46百万円減少し、115百万円となりました。これは主に、未払費用が33百万円、未払法人税等が39百万円減少したことによるものです。

純資産の部では、前事業年度に比べ34百万円増加し、931百万円となりました。これは主に、四半期純利益32百万円を計上したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ36百万円減少し、780百万円となりました。各キャッシュ・フローとそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における営業活動の結果支出した資金は、税引前四半期純利益56百万円の計上及び法人税等の支払60百万円等により10百万円（前年同期比22.1%減）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における投資活動の結果支出した資金は、本店事務所の改装等による有形固定資産の取得による支出23百万円等により26百万円（前年同期比621.6%増）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における財務活動の結果取得した資金はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発費の金額は19百万円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況において重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、人員増に伴う本社事務所の拡張を行いました。その設備の状況は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (人)
		建物	合計	
本社 (東京都港区)	事務所設備	21,990	21,990	121 (2)

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 事務所設備は賃借しており、年間賃借料は9,720千円であります。

3. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数(パート及び嘱託社員)は、当第1四半期会計期間の平均雇用人員を(外書き)で記載しております。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	74,600
計	74,600

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成21年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年7月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,364	16,366	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制 度は採用して おりません。
計	16,364	16,366	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。
平成17年5月30日定時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	29(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	58(注)5,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	13,500(注)6
新株予約権の行使期間	平成21年5月30日から 平成26年5月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,500(注)6 資本組入額 6,750(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整します。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換または行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

3. 新株予約権の行使の条件等

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限ります。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。

その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

・新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。

・新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

6. 平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

平成18年5月29日定時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	17(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	34(注)5,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	24,000(注)6
新株予約権の行使期間	平成22年5月29日から 平成27年5月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,000(注)6 資本組入額 12,000(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行います。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件等

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限ります。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。

その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

・新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。

・新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

6. 平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

平成19年5月30日定時株主総会決議に基づく新株予約権の状況

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	45(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	45(注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	361,566
新株予約権の行使期間	平成21年6月15日から 平成22年6月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 361,566 資本組入額 180,783
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行います。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件等

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、特別な理由のある場合はこの限りではありません。

本新株予約権の一部行使はできないものとします。

新株予約権者が法令または当社の諸規則に違反した場合は、新株予約権者は本新株予約権を行使することができないものとします。

新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、本新株予約権を行使することができないものとします。

その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによるものとします。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

・新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。

・新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

平成20年5月29日定時株主総会決議に基づく新株予約権の状況

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	50
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	198,048
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 198,048 資本組入額 99,024
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行います。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件等

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、特別な理由のある場合はこの限りではありません。

本新株予約権の一部行使はできないものとします。

新株予約権者が法令または当社の諸規則に違反した場合は、新株予約権者は本新株予約権を行使することができないものとします。

新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、本新株予約権を行使することができないものとします。その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによるものとします。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

・新株予約権者が当社の取締役もしくは従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。但し、特別な理由がある場合にはこの限りではない。

・新株予約権者が死亡したとき。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年3月1日~平成21年5月31日	-	16,364	-	186,791	-	96,791

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,364	16,364	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	16,364	-	-
総株主の議決権	-	16,364	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 3月	4月	5月
最高(円)	143,500	83,500	89,600
最低(円)	71,000	69,000	70,400

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

5. 四半期財務諸表
 (1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	780,936	817,881
売掛金	146,614	145,409
仕掛品	2,533	1,848
その他	10,496	11,781
貸倒引当金	2,234	2,190
流動資産合計	938,346	974,730
固定資産		
有形固定資産	¹ 56,431	¹ 35,630
無形固定資産	8,518	5,301
投資その他の資産		
差入保証金	43,571	43,731
その他	1,630	1,554
貸倒引当金	1,483	1,352
投資その他の資産合計	43,718	43,933
固定資産合計	108,668	84,864
資産合計	1,047,014	1,059,595
負債の部		
流動負債		
未払金	15,569	13,351
未払費用	20,072	53,860
未払法人税等	22,714	62,343
未払消費税等	² 9,292	² 17,211
賞与引当金	23,059	-
その他	21,585	10,682
流動負債合計	112,293	157,449
固定負債		
繰延税金負債	3,168	4,646
固定負債合計	3,168	4,646
負債合計	115,462	162,095

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	186,791	186,791
資本剰余金		
資本準備金	96,791	96,791
資本剰余金合計	96,791	96,791
利益剰余金		
その他利益剰余金		
プログラム等準備金	15,307	16,882
繰越利益剰余金	620,729	586,775
利益剰余金合計	636,037	603,657
株主資本合計	919,619	887,239
新株予約権	11,932	10,260
純資産合計	931,552	897,500
負債純資産合計	1,047,014	1,059,595

(2) 四半期損益計算書
(第1四半期累計期間)

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
売上高	276,339
売上原価	30,460
売上総利益	245,879
販売費及び一般管理費	189,023
営業利益	56,855
経常利益	56,855
税引前四半期純利益	56,855
法人税、住民税及び事業税	21,868
法人税等調整額	2,608
法人税等合計	24,476
四半期純利益	32,379

(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

当第1四半期累計期間
 (自 平成21年3月1日
 至 平成21年5月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	56,855
減価償却費	3,872
貸倒引当金の増減額(は減少)	175
売上債権の増減額(は増加)	1,204
たな卸資産の増減額(は増加)	684
未払消費税等の増減額(は減少)	7,918
その他	946
小計	50,149
法人税等の支払額	60,185
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,035
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	23,704
無形固定資産の取得による支出	3,365
敷金及び保証金の回収による収入	160
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,910
財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	36,945
現金及び現金同等物の期首残高	817,881
現金及び現金同等物の四半期末残高	780,936

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更 棚卸資産については、従来、主として個別法による原価法によっておりましたが、当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期会計期間末の貸倒実績率が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。
3. 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価格を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。
4. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定に関して、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度末 (平成21年2月28日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、40,470千円であります。</p> <p>2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は、38,433千円であります。</p> <p>2 消費税等の取扱い</p>

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
<p>販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p>給与手当 71,626千円 賞与引当金繰入額 17,989千円 研究開発費 19,974千円</p>

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年5月31日現在)</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>現金及び預金勘定 780,936 現金及び現金同等物 780,936</p>

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年5月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

1.発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,364株

2.自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3.新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当第1四半期会計期間末残高 11,932千円

4.配当に関する事項

該当事項はありません

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

1.ストック・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 1,672千円

2.当第1四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期会計期間末 (平成21年 5 月31日)	前事業年度末 (平成21年 2 月28日)
1 株当たり純資産額 56,197.70円	1 株当たり純資産額 54,219.00円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 1 四半期累計期間 (自 平成21年 3 月 1 日 至 平成21年 5 月31日)	
1 株当たり四半期純利益金額	1,978.71円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	1,969.92円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおり
であります。

	当第 1 四半期累計期間 (自 平成21年 3 月 1 日 至 平成21年 5 月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (千円)	32,379
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	32,379
期中平均株式数 (株)	16,364
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額 (千円)	-
(うち支払利息 (税額相当額控除後))	-
(うち事務手数料 (税額相当額控除後))	-
普通株式増加数 (株)	73
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前事業年度末から重要な変動があったものの 概要	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 7月13日

株式会社パイブドビッツ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 宣昭 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイブドビッツの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第10期事業年度の第1四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイブドビッツの平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。